

参 考 資 料 ・ 統 計

参考資料・統計 目次

○神奈川県薬事審議会規則	59
○神奈川県薬事審議会委員名簿	61
○神奈川県薬物乱用対策推進本部規程	62
○神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領	65
○神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領	66
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱	67
○神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領	68
○神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱	70
○神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱	71
○神奈川県麻薬中毒審査会	73
○薬物クリーンかながわ推進会議規約	74
○神奈川県献血推進協議会要綱	79
○神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱	81
○神奈川県薬務関係団体組織図	82
○処方箋発行枚数、受取薬局・分業率の推移	83
○薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移	84
○医薬品等製造販売・製造業者数・生産(輸入)金額の推移	85
○年度別献血者数と献血量の推移	86
○令和6年度都道府県別献血状況	87

神奈川県薬事審議会規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号に基づき設置された神奈川県薬事審議会(以下「審議会」という。))の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 薬事関係者の資質の向上に関すること。
- (2) 薬事衛生の指導及び普及に関すること。
- (3) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。))の取扱いの適正化に関すること。
- (4) 医薬品等の生産の振興及び円滑な流通に関すること。
- (5) 医薬品等の安全性の確保に関すること。
- (6) 薬用植物に関する知識の普及等に関すること。
- (7) その他薬事に関する重要な事項。

(委 員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 薬事関係業者を代表する者
- (3) 消費者を代表する者
- (4) 神奈川県職員

2 前項第1号から第3号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部 会)

第6条 神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定による指定に関する事項を分掌させるため、審議会に、薬物評価検討部会を置く。

2 前項に定めるもののほか、審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

3 薬物評価検討部会及び前項の部会(以下「薬物評価検討部会等」という。)に属する委員は、会長が指名する。

4 薬物評価検討部会等に部会長を置き、薬物評価検討部会等に属する委員の互選により定める。

5 部会長は、薬物評価検討部会等の会務を掌理する。

6 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、薬物評価検討部会等に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

7 部会長は、薬物評価検討部会等で議決した事項について、審議会に報告し、次条の規定により部会の議決をもつて審議会の議決とした場合を除き、その承認を得なければならない。

8 前条の規定は、薬物評価検討部会等について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「薬物評価検討部会等」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「薬物評価検討部会等の委員」と読み替えるものとする。

(審議会と薬物評価検討部会との関係)

第7条 審議会は、前条第1項に掲げる薬物評価検討部会が分掌する事項について、当該部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

(専門委員)

第8条 審議会は、専門の事項を調査検討させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、知事が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、神奈川県職員のうちから知事が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康医療局生活衛生部薬務課で処理する。

(委任規定)

第11条 この規定に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則

(昭和38年10月4日規則第87号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和40年7月13日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和51年2月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和55年3月21日規則第19号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

(平成9年5月13日規則第89号)

この規則は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

(平成17年3月29日規則第93号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(平成22年3月30日規則第16号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(様式の作成に係る経過措置)

70 この規則による改正前の各規則に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(平成26年11月21日規則第103号)

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則

(平成27年6月9日規則第85号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

(平成30年3月30日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から、第2条の規定は公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の成立の日から施行する。

神奈川県薬事審議会委員名簿(令和7年8月現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験のある者	大 島 憲 子	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部准教授
	長 津 雅 則	神 奈 川 県 薬 剤 師 会 会 長
	加 藤 真 介	横浜薬科大学薬学部教授(学部長)
	坪 谷 綾 子	神 奈 川 県 病 院 薬 剤 師 会 理 事
	出 水 庸 介	国立医薬品食品衛生研究所有機化学部部長
	横 田 弘 子	神 奈 川 県 看 護 協 会 専 務 理 事
	平 野 祥 子	神 奈 川 県 立 精 神 医 療 セ ン タ ー 医 長
	藤 倉 寿 則	神 奈 川 県 医 師 会 理 事
	船 田 正 彦	湘 南 医 療 大 学 薬 学 部 教 授
	笹 生 正 人	神 奈 川 県 医 師 会 副 会 長
	山 本 哲	県 議 会 厚 生 常 任 委 員 会 委 員 長
薬事関係業者を 代 表 す る 者	今 井 雄 一 郎	神奈川県医薬品登録販売者協会副会長
	門 野 元 則	神奈川県医薬品卸業協会理事長
	田 上 新 次 郎	神 奈 川 県 製 薬 協 会 会 長
	中 村 富 美 雄	神 奈 川 県 医 薬 品 配 置 協 会 会 長
	吉 村 耕 太 郎	神 奈 川 県 化 粧 品 工 業 協 会 会 長
	輪 島 卓 雄	神 奈 川 県 医 療 機 器 工 業 会 会 長
消 費 者 を 代 表 す る 者	今 井 澄 江	特定非営利活動法人神奈川県消費者の会連絡会代表理事
	高 柳 由 美 子	日 本 放 送 協 会 横 浜 放 送 局 局 長
	中牟田 好 江	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程

(設置、目的)

第1条 神奈川県における薬物乱用対策を総合的かつ効果的に推進するため、神奈川県薬物乱用対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次の業務を所掌する。

- (1) 薬物乱用防止についての啓発、宣伝、指導等に関すること。
- (2) 薬物事犯の取締の強化に関すること。
- (3) 薬物中毒者の医療、更生保護等に関すること。
- (4) その他の薬物乱用対策について必要な事項。

(組 織)

第3条 本部は、次の者をもって組織する。

- (1) 本部長 1 人
- (2) 副本部長 3 人
- (3) 本部員 若干人

(役 員)

第4条 本部長は、知事をもってあて、本部の業務を統括し、本部を代表する。

2 副本部長は、健康医療局を担当する副知事、教育長及び警察本部長をもってあて、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

なお、副本部長職の統括については、健康医療局を担当する副知事があたるものとする。

3 本部長及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代理する。

4 本部員は、次に掲げる者をもってあてる。

- (1) 福祉子どもみらい局長
- (2) 健康医療局長
- (3) 教育局指導部長
- (4) 警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
- (5) 保健所設置市の衛生担当部局長
- (6) 国の地方行政機関の職員のうちから本部長が選任した者
- (7) 関係団体の役職員及び学識経験のある者のうちから本部長が選任した者

5 本部員の選任期間は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の本部員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

6 本部員は、再任されることができる。

(会議の招集)

第5条 本部会は、必要に応じて本部長が招集する。

(対策部会の設置)

第6条 本部の下に、取締対策部会及び啓発・青少年対策部会を置く。

2 取締対策部会及び啓発・青少年対策部会の設置・運営については、別に要領をもって定める。

(事務局の組織)

第7条 本部の事務を処理するため、事務局を健康医療局に置き、次の職員をもって組織する。

(1) 事務局長 1 人

(2) 書記 若干人

(事務局職員)

第8条 事務局長は、健康医療局生活衛生部長をもってあてる。

2 書記は、健康医療局の職員をもってあてる。

(委任規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和48年7月24日から施行する。

2 神奈川県麻薬等薬物対策本部規程は廃止する。

附 則

この規程は、昭和52年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部員名簿

令和7年5月現在

構成	氏名	役職
本部長	黒岩 祐治	知事
副本部長	首藤 健治	副知事
〃	花田 忠雄	教育長
〃	和田 薫	警察本部長
本部員	渡邊 知雄	神奈川県医師会理事
〃	佐伯 隆史	神奈川県精神科病院協会理事
〃	小川 護	神奈川県薬剤師会会長
		薬物クリーンかながわ推進会議会長
〃	小原 公一	神奈川県民生委員児童委員協議会副会長
〃	柳川 義信	神奈川県保護司会連合会会長
〃	加藤 恒雄	薬物クリーンかながわ推進会議副会長
〃	中牟田 好江	神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長
〃	船田 正彦	湘南医療大学薬学部教授
〃	辺見 伸一	かながわ青少年社会環境健全化推進会議会長
〃	横田 正久	横浜地方検察庁刑事部長
〃	岩崎 智之	横浜少年鑑別所長
〃	中臣 裕之	横浜保護観察所長
〃	木村 俊生	東京出入国在留管理局横浜支局長
〃	佐藤 弘規	横浜税関調査部長
〃	真田 健司	関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室長
〃	松川 勝紀	横浜海上保安部長
〃	佐藤 健吾	神奈川労働局総務部長
〃	木口 真治	神奈川県町村会常任理事
〃	鈴木 雅和	神奈川県都市衛生行政協議会代表
〃	原田 浩一郎	横浜市医療局長
〃	石渡 一城	川崎市健康福祉局長
〃	佐々木 純司	相模原市健康福祉局長
〃	夏目 久也	横須賀市健康部長
〃	阿南 弥生子	藤沢市保健所長
〃	大久保 一郎	茅ヶ崎市保健所長
〃	増田 年克	教育委員会教育局指導部長
〃	加藤 秋人	警察本部刑事部組織犯罪対策本部長
〃	川名 勝義	福祉子どもみらい局長
〃	足立原 崇	健康医療局長

神奈川県薬物乱用対策推進本部取締対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用対策推進本部に取締対策部会（以下「取締部会」という。）を置く。

第2 所掌事務

取締部会は、薬事事犯の取締の強化に関することを所掌する。

第3 組 織

取締部会の構成員は15名以内とし、次に掲げる者をもってあてる。

警察本部刑事部組織犯罪対策本部長（部会長）
健康医療局長（副部会長）
横浜地方検察庁麻薬係検事
警察本部生活安全部少年捜査課長
警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
東京出入国在留管理局横浜支局企画管理・調査部門首席入国警備官
横浜税関調査部特別審理官（第4担当）
横浜海上保安部警備救難課長
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室情報官
健康医療局生活衛生部薬務課長

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 そ の 他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用対策推進本部啓発・青少年対策部会設置要領

第1 設 置

神奈川県薬物乱用対策推進本部規程第6条の規定に基づき、薬物乱用防止対策の徹底を図るため、神奈川県薬物乱用対策推進本部に啓発・青少年対策部会(以下「啓発部会」という。)を置く。

第2 所掌事務

啓発部会は、薬物乱用防止、特に青少年による乱用防止についての啓発等に関することを所掌する。

第3 組 織

啓発部会の構成員は27名以内とし、次に掲げる者をあてる。

健康医療局長(部会長)	教育局支援子ども教育支援課長
健康医療局生活衛生部長(副部会長)	教育局支援部学校支援課長
神奈川県薬剤師会副会長	教育局生涯学習部生涯学習課長
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会会長	警察本部生活安全部生活安全総務課長
神奈川県地域婦人団体連絡協議会副会長	警察本部生活安全部少年育成課長
薬物クリーンかながわ推進会議副会長	警察本部刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長
かながわ青少年社会環境健全化推進会議副会長	知事室室長代理(広報担当)
横浜市民健康局健康安全部医療安全課長	くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課長
川崎市健康福祉局保健医療政策部医事・薬事担当課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課長
相模原市健康福祉局保健衛生部地域保健課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課長
横須賀市民生局健康部保健所企画課長	福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長
藤沢市健康医療部保健所地域保健課長	産業労働局労働部雇用労政課長
茅ヶ崎市保健所衛生課長	健康医療局生活衛生部薬務課長
教育局指導部保健体育課長	

2 部会長は、部員を招集し、会議の議長となる。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第4 報 告

部会長は、部会の審議結果及び決定事項について、本部長に報告するものとする。

第5 庶 務

部会の庶務は、関係機関の協力を得て、健康医療局生活衛生部薬務課において処理する。

第6 そ の 他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、神奈川県薬物乱用対策推進本部において協議し、部会長が別に定める。

附 則
この要領は、平成9年5月21日から施行する。
附 則
この要領は、平成11年6月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成12年7月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成16年9月14日から施行する。
附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成18年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成18年10月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成21年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成23年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成28年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成29年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和元年6月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和3年3月18日から施行する。
附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
附 則
この要領は、令和7年3月12日から施行する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱

第1 設 置

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の18の規定に基づく麻薬中毒者の相談及び他の麻薬周辺薬物乱用者の相談に応じるための職員として、神奈川県に麻薬等薬物相談員(以下「相談員」という。)を置く。

第2 定 数

相談員の定数は24名以内とし、地区ごとに必要な人員を定めるものとする。

第3 任 命

相談員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が任命する。

- (1) 人格及び行動については社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 生活が安定していること。
- (4) 健康で活動力を有すること。
- (5) 担当区域の実情に精通していること。
- (6) 76歳未満であること。

第4 身 分

相談員は、非常勤職員(第1号会計年度任用職員)とする。

第5 任 期

相談員の任期は、任命の日からその日の属する会計年度の末日までとする。

第6 報 酬

相談員には、報酬を支給するものとする。

第7 職 務

- (1) 観察指導
相談員は、麻薬中毒者であった者のうち観察指導を行うことが必要とされている者の家庭等を訪問して、観察指導を行うものとする。
- (2) 相 談
相談員は、麻薬中毒者及び麻薬周辺薬物乱用者の社会復帰に関し、本人又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導、助言を行うものとする。
- (3) 思想の普及
相談員は、麻薬及び麻薬周辺薬物の乱用防止を図るため、関係機関と緊密な連携を保ち、担当区域内の薬物乱用防止思想の普及を図るものとする。

第8 服 務

- (1) 相談員は、職務の執行に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
- (2) 相談員は、地方公務員法その他神奈川県条例等により定められた服務を遵守する。
- (3) 相談員は、その職務を行うに当たっては、相談員であることを証明する証票を携帯するものとする。

第9 報 告

相談員は、当月の勤務内容及び翌月の勤務予定について、翌月5日までに知事に報告するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。
- 2 第3(6)の規定は、昭和53年3月31日現在において麻薬中毒相談員であった者を引続き任命する場合には、昭和54年3月31日まで適用しない。
- 3 神奈川県麻薬中毒者相談員設置要綱(昭和48年4月1日施行)を廃止する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年11月13日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員設置要領

第1 目 的

この要領は、麻薬等薬物相談員（以下「相談員」という。）に関し神奈川県麻薬等薬物相談員設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 地区ごとの相談員定数

相談員の担当地区ごとの定数は、次のとおりとする。

地 区	定 数	
横 浜	9	横浜市
川 崎	4	川崎市
横須賀三浦	2	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市及び葉山町
そ の 他	9	上記以外の市町村
計	24	

第3 報酬額

- (1) 相談員の報酬は、非常勤協議基本報酬額によるものとする。
- (2) 相談員の報酬は、職員の給与及び費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)に基づいて支給する。

第4 身分証明書

相談員が職務を行うに当たり、携行する証票は第1号様式によるものとする。

第5 報告書

相談員が知事に当月の勤務内容及び翌月の予定を報告する報告書は、第2号様式によるものとし、その内容が観察指導である場合には第3号様式による報告書を別に添付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。
- 2 第5の規定は、当分の間なお従前の例によることのできるものとする。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

神奈川県麻薬等薬物相談員名簿

令和7年4月現在

地 区	氏 名	公 職
横 浜	石 渡 宏 衛	薬剤師、薬物乱用防止指導員
	関 正 紀	保護司、薬物乱用防止指導員
	水 橋 久 人	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 松 康 夫	保護司
	青 木 須摩子	保護司、薬物乱用防止指導員
	佐々木 安 恵	保護司、薬物乱用防止指導員
	寺 木 博	
	鳥 居 正 義	保護司、薬物乱用防止指導員
	高 森 勝 彦	保護司、薬物乱用防止指導員
川 崎	池 田 正 賢	保護司、薬物乱用防止指導員
	小 林 房 雄	保護司、薬物乱用防止指導員
	林 悦 子	保護司
	八 鍬 広 幸	薬剤師、薬物乱用防止指導員
横 須 賀 三 浦	戸 澤 和 夫	保護司、薬物乱用防止指導員
	阿 部 吉 勝	保護司、薬物乱用防止指導員
そ の 他	金 子 優 子	薬剤師
	水 嶋 富 士 雄	保護司、薬物乱用防止指導員
	陶 山 和 美	保護司、薬物乱用防止指導員
	玉 木 茂	保護司、薬物乱用防止指導員
	諏訪部 俊 明	保護司、薬物乱用防止指導員
	西 舘 健 吾	保護司、薬物乱用防止指導員
	山 下 耕 司	薬剤師、薬物乱用防止指導員
	篠 崎 安 子	保護司、薬物乱用防止指導員
	夏 目 芳 夫	薬剤師、薬物乱用防止指導員

神奈川県薬物乱用防止指導員設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止啓発活動を行う者として、神奈川県薬物乱用防止指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 定 数

指導員の定数は500人以内とする。

3 選 任

指導員は、次の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから知事が選任する。

- (1) 保護司、薬剤師、麻薬等薬物相談員等社会的に指導的立場にある者であること。
- (2) 薬物乱用防止活動に熱意と理解を示す者で時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活力を有すること。
- (4) 76歳未満であること。

4 選任期間

指導員の選任期間は、選任の日から2年とする。

ただし、欠員が生じた場合における新たな指導員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

5 業務の内容

(1) 啓発活動

指導員は、関係機関との連携を密にし、また、各種団体やボランティアの協力を得て、日常活動を通じた地域啓発活動を展開する。

(2) 指導活動

指導員は、薬物乱用に関する専門分野、経験、資格等に応じて、講演等での指導、相談を行うものとする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 神奈川県覚せい剤乱用防止特別啓蒙事業実施要綱(昭和54年11月5日施行)は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員協議会設置要綱

1 設 置

神奈川県において薬物乱用防止指導員(以下「指導員」という。)の組織的な啓発活動のために神奈川県薬物乱用防止指導員協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 構 成

協議会は、指導員をもって構成する。

3 事業実施

協議会は、毎年度、組織的に行われることにより啓発効果が期待できる事業実施計画書を作成し、県薬務課に報告する。

4 支 部

- (1) 協議会に支部を置き、指導員はいずれかの支部に属するものとする。
- (2) 保健所を設置する市は、保健所の所管区域ごとに、その他の地域については、県保健福祉事務所の所管区域ごとに支部を置く。
- (3) 各支部の構成員は、10名以上とし、その内訳は別表「神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数」による。
- (4) 支部は、毎年度協議会の事業計画書に基づく地区の特性に応じた事業実施計画書を策定し、指導員による組織的啓発活動を行うほか、保健所、精神保健福祉センター等の関係機関との連携を図る。
- (5) 支部は、毎年度事業実績報告書を作成し、協議会に報告する。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

神奈川県薬物乱用防止指導員地区別定数

支 部 名	定 数	支 部 名	定 数
鶴 見	15	幸	10
神 奈 川	16	中 原	12
西	10	高 津	10
中	12	宮 前	10
南	12	多 摩	10
港 南	12	麻 生	10
保 土 ケ 谷	11	相 模 原	33
旭	11	横 須 賀	22
磯 子	10	藤 沢	17
金 沢	11	茅 ケ 崎	11
港 北	12	平 塚	15
緑	10	鎌 倉	14
青 葉	10	小 田 原	13
都 筑	12	三 崎	10
戸 塚	14	秦 野 伊 勢 原	13
栄	10	厚 木	22
泉	10	大 和 綾 瀬	15
瀬 谷	10	足 柄 上	10
川 崎	11	計	476

平成31年4月1日施行

神奈川県麻薬中毒審査会

麻薬及び向精神薬取締法第58条の13に基づき、麻薬中毒者の入院措置の継続について適否の審査を行う神奈川県麻薬中毒審査会を昭和38年8月8日に設置した。

令和7年4月現在

氏 名	職 業 又 は 役 職
浦 岡 修 子	横浜地方検察庁検事
野 口 杏 子	弁護士
渡 邊 知 雄	公益社団法人神奈川県医師会理事
山 口 由 衣	公立大学法人横浜市立大学大学院医学研究科環境免疫病態皮膚科学教授
豊 福 深 奈	一般社団法人横浜市医師会常任理事

麻薬及び向精神薬取締法(抜粋)

(麻薬中毒審査会)

第58条の13 第58条の8第4項(第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査を行うため、都道府県に、麻薬中毒審査会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、条例で第58条の8第3項の規定により当該都道府県知事が措置院中につき入院を継続する必要があると認められるときに麻薬中毒審査会を置くものとする。この場合において、当該麻薬中毒審査会は、措置入院者が退院したときに廃止されるものとする。

3 麻薬中毒審査会の委員は、法律又は麻薬中毒者の医療に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

4 前三項に定めるもののほか、麻薬中毒審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

薬物クリーンかながわ推進会議規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、薬物クリーンかながわ推進会議の設置、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 本会議は、薬物クリーンかながわ推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(事 務 所)

第3条 推進会議の事務所を事務局の所在地に置く。

(目 的)

第4条 県内の各種機関、団体が相互に連絡・調整を図りながら、県民と一体となった薬物乱用防止啓発運動（以下「啓発運動」という。）を展開し、もって、不正薬物の存在しない、不正薬物の侵入を許さない「薬物クリーンかながわ」の実現に寄与することを目的とする。

(組 織)

第5条 推進会議は、前条の目的に賛同する団体等を会員として組織する。

(事 業)

第6条 推進会議は、第4条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 啓発運動の推進
- (2) 構成団体相互間の連絡調整
- (3) 啓発運動の推進のための関係団体が行う活動に対する協力、援助
- (4) 啓発運動の推進のための広報活動その他目的達成のために必要な事業

(役 員)

第7条 推進会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干名
- (3) 運営委員 20人程度
- (4) 監事 2人

2 会長は、公益社団法人神奈川県薬剤師会会長をもってあてる。

3 副会長及び運営委員は、会長が委嘱する。

4 監事は、運営委員以外の者から運営委員会が選出する。

5 会長を除く役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、新たな役員が就任するまでの間は原則としてその職務を執行するものとする。なお、補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 運営委員は、運営委員会を構成し、推進会議の運営に関する事項を審議し、又は実施する。

4 監事は、会計の監査を行う。

(顧 問)

第9条 推進会議に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(会 議)

第10条 推進会議の会議は、総会及び運営委員会等とする。

(入 会)

第11条 会員になろうとする者は、別紙入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 会員たる団体、機関の代表者、事務所の所在地、名称の変更を行った時も同様とする。

(退 会)

第12条 会員は、退会しようとするときは、その旨を届けなければならない。

2 会員が死亡し、解散した時は、退会したものとみなす。

(総 会)

第13条 総会は、会員をもって構成し、会長が召集して開催する。

2 総会は、本会議の運営に関し、特に重要な事項を審議する。

3 総会は、運営委員会をもって代えることができる。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、原則として年1回以上、会長が召集して開催する。

3 運営委員会は、事業報告、事業計画、決算、予算及びその他本会議の執行に関する重要な事項を審

(専門委員会)

第15条 会長は、第4条の目的達成のために必要があると認める場合には、運営委員会の議事を経て、会員その他の者のうちから、会長が委嘱した者をもって専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、委員の互選により正・副委員長を置く。

3 専門委員会は、委員長が召集し、必要に応じて開催することができる。

4 専門委員会委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業年度)

第16条 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第17条 推進会議の事業計画及び収支予算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(事業報告及び収支決算)

第18条 推進会議の事業報告及び収支決算は、原則として毎事業年度ごとに会長が作成し、運営委員会の承認を得るものとする。

(資産)

第19条 推進会議の資産は、次に掲げるものをもって構成し、推進会議の事業経費に充てる。

(1) 「ダメ。ゼッタイ」国連支援募金の還付金

(2) 寄付金品

(3) その他の金品

2 前項の資産については、会長がこれを管理する。

(事務局)

第20条 推進会議の活動・運営を円滑にするために事務局を置く。

2 事務局は、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課に置く。

3 事務局は、職員若干名をもって組織する。

4 事務局長は、薬務課副課長をもってあてる。

(その他)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成4年10月28日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成8年6月11日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成10年8月6日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行の期日)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
(施行の期日)
この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行の期日)
この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

薬物クリーンかながわ推進会議会員名簿（182団体）

令和7年4月現在

【衛生関係団体】（48団体）

神奈川県医師会	神奈川県歯科医師会
神奈川県薬剤師会	神奈川県看護協会
神奈川県精神科病院協会	神奈川県病院協会
神奈川県公衆衛生協会	かながわ健康財団
日本赤十字社神奈川県支部	神奈川県麻薬等薬物相談員会
神奈川県薬物乱用防止指導員協議会	神奈川県製薬協会
神奈川県化粧品工業協会	神奈川県医薬品卸業協会
神奈川県医薬品登録販売者協会	神奈川県麻薬卸売協会
神奈川県医療機器販売業協会	神奈川県医薬品配置協会
神奈川県医療機器工業会	神奈川県生活衛生営業指導センター
神奈川県鮪商生活衛生同業組合	神奈川県麺類生活衛生同業組合
神奈川県中華料理業生活衛生同業組合	神奈川県社交飲食業生活衛生同業組合
神奈川県料理業生活衛生同業組合	神奈川県飲食業生活衛生同業組合
神奈川県喫茶飲食生活衛生同業組合	神奈川県食鳥肉販売業生活衛生同業組合
神奈川県食肉生活衛生同業組合	神奈川県氷雪販売業生活衛生同業組合
神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合	神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合
神奈川県理容生活衛生同業組合	神奈川県美容業生活衛生同業組合
神奈川県興行生活衛生同業組合	神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合
神奈川県クリーニング生活衛生同業組合	神奈川県食品衛生協会
横浜市食品衛生協会	川崎市食品衛生協会
横浜市特殊浴場協会	川崎市特殊浴場協会
横浜市旅館組合連合会	神奈川県ペストコントロール協会
神奈川県ビルメンテナンス協会	神奈川県理学療法士会
神奈川県臨床衛生検査技師会	日本産業医療ガス協会 神奈川県支部

【商工関係団体】（10団体）

神奈川県中小企業団体中央会	神奈川県商工会議所連合会
神奈川県商工会連合会	神奈川県高圧ガス防災協議会
神奈川県観光協会	神奈川県旅行業協会
JATA関東支部神奈川県地区会	神奈川県遊技場協同組合
神奈川県石油商業組合	神奈川県カラオケボックス協会

【建設・不動産関係団体】（3団体）

神奈川県建設業協会	神奈川県宅地建物取引業協会
-----------	---------------

全日本不動産協会神奈川県本部

【塗装関係団体】（5団体）

日本塗料商業組合神奈川県支部	神奈川県塗装協会
神奈川県塗装工業協同組合	神奈川県建設防水事業協同組合

シンナー・トルエン等乱用防止神奈川連絡会

【金融関係団体】（3団体）

横浜銀行協会	神奈川県信用金庫協会
--------	------------

日本貸金業協会神奈川県支部

【農政関係団体】（6団体）

神奈川県農業協同組合中央会	神奈川県種苗協同組合
神奈川県漁業協同組合連合会	神奈川県栽培漁業協会
神奈川県獣医師会	神奈川県森林組合連合会

【交通関係団体】（10団体）

神奈川県バス協会	神奈川県交通安全協会
神奈川県トラック協会	神奈川県自動車整備振興会
神奈川県個人タクシー協会	神奈川県タクシー協会
神奈川県指定自動車教習所協会	日本自動車連盟神奈川支部
神奈川県自動車販売店協会	神奈川県道路公社

【PTA関係団体】（5団体）
神奈川県立高等学校PTA連合会
川崎市PTA連絡協議会
横浜市PTA連絡協議会

【学校関係団体】（6団体）
神奈川県私学団体連合会
神奈川県専修学校各種学校協会
神奈川県市町村教育長会連合会

【青少年関係団体】（2団体）
神奈川県青少年指導員連絡協議会

【福祉関係団体】（12団体）
神奈川県民生委員児童委員協議会
川崎市民生委員児童委員協議会
神奈川県社会福祉協議会
川崎市社会福祉協議会
神奈川県社会福祉事業団
神奈川県総合リハビリテーション事業団

【スポーツ関係団体】（10団体）
神奈川県スポーツ協会
神奈川県スケート連盟
神奈川県武術太極拳連盟
神奈川県馬術協会
神奈川県カヌー協会

【報道関係】（4団体）
神奈川新聞社
神奈川県ケーブルテレビ協議会

【その他】（14団体）
神奈川県保護司会連合会
神奈川県地域婦人団体連絡協議会
横浜市防犯協会連合会
神奈川県銃器・薬物水際排除対策推進協議会
国際ロータリー 第2590地区
ライオンズクラブ国際協会330-B地区
かながわ女性会議

【国機関】（8団体）
横浜税関
横浜保護観察所
東京出入国在留管理局横浜支局
横浜少年鑑別所

【県機関】（3団体）
神奈川県
神奈川県警察本部

【市町村】（33団体）
横浜市 川崎市 横須賀市
小田原市 茅ヶ崎市 逗子市
厚木市 大和市 伊勢原市
綾瀬市 葉山町 寒川町
大井町 松田町 山北町
湯河原町 愛川町 清川村

神奈川県PTA協議会
神奈川県私学保護者会連合会

神奈川県私立中学高等学校協会
神奈川県私立短期大学協会
神奈川県私立大学連絡協議会

神奈川県少年補導員連絡協議会

横浜市民生委員児童委員協議会
相模原市民生委員児童委員協議会
横浜市社会福祉協議会
相模原市社会福祉協議会
恩賜財団神奈川県済生会
神奈川県医療福祉施設協同組合

神奈川県ライフル射撃協会
神奈川県剣道連盟
神奈川県卓球協会
神奈川県ウエトリフティング協会
神奈川県野球連盟

アールエフラジオ日本
ジェイコム湘南

神奈川県更生保護女性連盟
神奈川県防犯協会連合会
神奈川県銃砲安全協会連合会
神奈川県暴力追放推進センター
国際ロータリー 第2780地区
神奈川県弁護士会
国際ソロプチミスト横浜西

神奈川労働局
南関東防衛局
関東運輸局神奈川運輸支局
関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室

神奈川県教育局

平塚市	鎌倉市	藤沢市
相模原市	三浦市	秦野市
海老名市	座間市	南足柄市
大磯町	二宮町	中井町
開成町	箱根町	真鶴町

神奈川県献血推進協議会要綱

(設 置)

第1条 献血思想の普及並びに献血者の組織化を図るとともに献血制度の適正な運営を確保するため、健康医療局に神奈川県献血推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(構 成)

第2条 協議会は委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから知事が選任する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他適当と認められる者

(役 員)

第3条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長には知事を、副会長には健康医療局長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長、副会長とも事故あるときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の選任期間は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の選任期間は前任の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(所掌事務)

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 血液に対する正しい知識の啓発に関すること。
- (2) 献血思想の普及に関すること。
- (3) 献血推進計画の検討に関すること。
- (4) その他献血の推進に関する必要な事項。

(会 議)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 協議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第7条 協議会は、必要に応じ、特別な事項を協議するため部会を置くことができる。

- 2 部会は協議会の委員若干人をもって組織し、委員は会長が協議会にはかつて指名する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会委員の互選によって定める。
- 4 部会の会議は部会長が招集する。
- 5 部会長は部会の会議を主宰し、会議を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため健康医療局生活衛生部薬務課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1人、幹事及び書記若干人を置く。
- 3 事務局長には生活衛生部長をもってあてる。
- 4 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。
- 5 幹事及び書記は県職員及び関係機関の職員のうちから知事が選任する。
- 6 幹事及び書記は事務局長の命を受け局務に従事する。

(委任規定)

第9条 この要綱で規定するもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

この要綱は、昭和40年1月28日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施す

附 則

この要綱は、平成14年1月4日から実施す

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 第2条の適用については、委員の次期改選期から適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年5月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

神奈川県献血推進協議会委員名簿

令和7年7月30日現在

構成	氏名	役 職
会長	黒岩 祐治	神奈川県知事
副会長	足立原 崇	神奈川県健康医療局長
委員	安藤 慶	公募委員
〃	石川 巧	神奈川県議会議員
〃	大久保 理恵	神奈川県赤十字血液センター所長
〃	太田 史一	公益社団法人神奈川県病院協会常任理事
〃	川口 浩人	公益社団法人神奈川県医師会理事
〃	近藤 和之	株式会社テレビ神奈川総務部長
〃	佐藤 弥斗	座間市長（神奈川県市長会）
〃	獅々倉 聡	神奈川県立秦野曾屋高等学校校長
〃	関口 明彦	一般社団法人神奈川県経営者協会事務局長
〃	竹田 哲也	日本労働組合総連合会神奈川県連合会副会長
〃	辻井 祐幸	ライオンズクラブ国際協会330-B地区 地区ガバナー
〃	鳥越 政晴	一般財団法人神奈川県私立中学高等学校協会理事
〃	藤澤 浩子	特定非営利活動法人アドバイザーネットワーク神奈川代表理事
〃	松川 正二郎	神奈川県議会議員
〃	八鍬 広幸	公益社団法人神奈川県薬剤師会理事
〃	山神 裕	開成町長（神奈川県町村会）

（委員は五十音順）

神奈川県後発医薬品使用促進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 神奈川県内において、患者及び医師等の医療関係者が安心して後発医薬品(ジェネリック医薬品、以下「GE」という。)を使用できる環境を整備し、その使用を促進することにより、患者負担の軽減及び医療費の削減を図ることを目的に、有識者及び関係団体等による神奈川県後発医薬品使用促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議、調整を行う。

- (1) GEの普及状況の把握と情報共有に関すること
- (2) GEの使用促進策に関すること
- (3) GEの普及啓発に関すること
- (4) その他GEに関すること

(委 員)

第3条 協議会の委員は、13名以内とし、次に掲げる者について、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体において推薦された者
- (3) 県民
- (4) その他

2 委員の選任期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者の選任期間の途中で選任された委員の選任期間は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長が決定していない場合は、健康医療局生活衛生部薬務課長が招集する。

- 2 会議は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、健康医療局生活衛生部薬務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

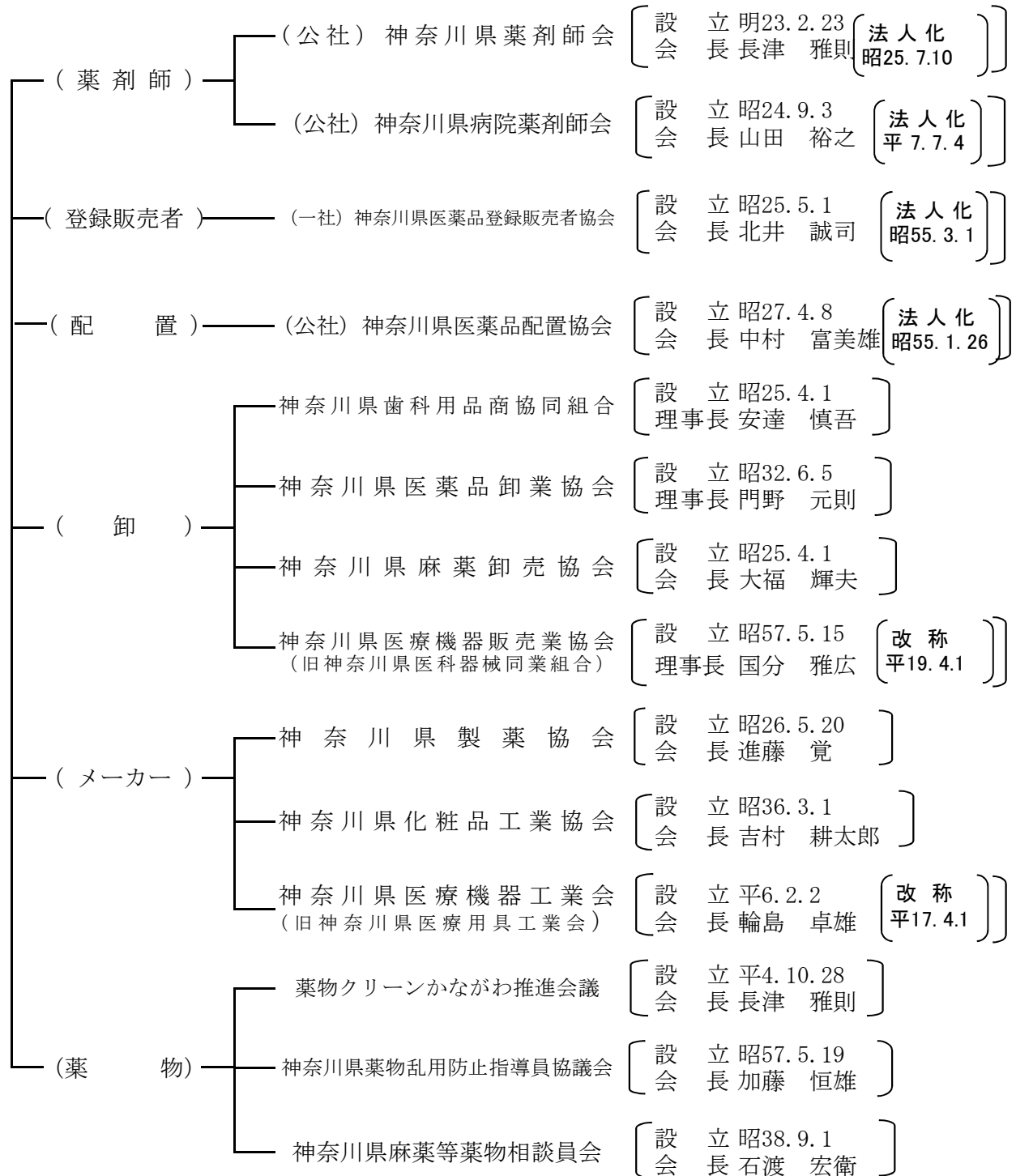
神奈川県後発医薬品使用促進協議会委員名簿(令和7年8月現在)

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	石 井 泰 彦	神 奈 川 県 薬 剤 師 会 理 事
	池 島 秀 明	神 奈 川 県 病 院 協 会 常 任 理 事
	市 田 千 佳	神 奈 川 県 病 院 薬 剤 師 会 理 事
	金 田 光 正	横 浜 薬 科 大 学 教 授
	林 健 太 郎	日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会原薬分科会委員
	藤 倉 寿 則	神 奈 川 県 医 師 会 理 事
	又 吉 誉 章	神 奈 川 県 歯 科 医 師 会 常 務 理 事
関係団体	大 野 哲 哉	日本ジェネリック製薬協会政策委員会渉外グループ委員
	大 福 輝 夫	神 奈 川 県 医 薬 品 卸 業 協 会 副 理 事 長
	長 野 豊	全 国 健 康 保 険 協 会 神 奈 川 支 部 長
県民その他	小 野 結 菜	公 募 委 員
	紅 野 弘 子	神 奈 川 県 地 域 婦 人 団 体 連 絡 協 議 会 会 長
	山 本 玲 子	神 奈 川 県 介 護 支 援 専 門 員 協 会 副 理 事 長

(委員名:50音順(区分毎) 敬称略)

神奈川県薬務関係団体組織図

令和7年8月1日現在



処方箋発行枚数、受取薬局・分業率の推移

年 度	処方箋(社保・国保)			指 数		薬局数	保 険 薬局数 (A)	請 求 薬局数 (B)	請 求 薬局率 (B/A) %	分 業 率 (処方箋 受取率) %
	枚数(万枚)	金 額	金 額 (百 万 円)	枚数	金額					
2024 (R6)	6,758	536,132,853,800	5361億33百万円	6,144	31,316	4,267	4,151	4,171	100.5%	89.7
2023 (R5)	6,638	527,597,205,190	5275億97百万円	6,034	30,818	4,199	4,081	4,089	100.2%	88.1
2022 (R4)	6,177	498,924,549,370	4989億25百万円	5,615	29,143	4,156	4,048	4,036	99.7%	84.3
2021 (R3)	5,907	489,069,105,730	4890億69百万円	5,370	28,567	4,093	3,991	3,973	99.5%	83.1
2020 (R2)	5,538	462,264,854,080	4622億64百万円	5,035	27,001	4,009	3,894	3,918	100.6%	84.8
2019 (R1)	6,206	482,318,459,060	4823億18百万円	5,642	28,173	3,952	3,857	3,883	100.7%	84.2
2018 (H30)	6,205	465,142,091,950	4651億42百万円	5,641	27,170	3,888	3,797	3,812	100.4%	83.5
2017 (H29)	6,030	475,727,849,809	4757億27百万円	5,482	27,788	3,836	3,774	3,757	99.5%	82.5
2016 (H28)	6,081	469,846,021,532	4698億46百万円	5,528	27,444	3,825	3,767	3,776	100.2%	81.8
2015 (H27)	6,007	484,198,031,567	4841億98百万円	5,461	28,283	3,769	3,688	3,678	99.7%	80.5
2014 (H26)	5,901	445,453,791,270	4454億53百万円	5,365	26,019	3,724	3,663	3,603	98.4%	79.6
2013 (H25)	5,846	436,991,273,523	4369億91百万円	5,315	25,525	3,680	3,618	3,559	98.4%	79.0
2012 (H24)	5,849	415,629,576,082	4156億29百万円	5,317	24,277	3,610	3,547	3,451	97.3%	78.8
2011 (H23)	5,759	411,096,367,338	4110億96百万円	5,235	24,013	3,506	3,457	3,343	96.7%	78.6
2010 (H22)	5,686	380,853,649,625	3808億53百万円	5,169	22,246	3,444	3,403	3,260	95.8%	77.1
2009 (H21)	5,440	365,750,340,303	3657億50百万円	4,945	21,364	3,392	3,372	3,158	93.7%	74.7
2008 (H20)	5,411	341,772,000,000	3417億72百万円	4,919	19,963	3,370	3,304	3,164	95.8%	73.9
2003 (H15)	4,705	244,238,000,000	2442億38百万円	4,277	14,266	3,188	3,026	2,841	93.9%	68.6
1998 (H10)	3,345	127,663,000,000	1276億63百万円	3,041	7,457	2,809	2,706	2,282	84.3%	45.4
1993 (H5)	2,019	72,923,000,000	729億23百万円	1,835	4,260	2,421	2,344	1,588	67.7%	30.1
1989 (H1)	1,406	43,254,000,000	432億54百万円	1,278	2,527	2,325	2,163	1,280	59.2%	22.9
1985 (S60)	1,008	25,218,000,000	252億18百万円	916	1,473	2,157	1,915	1,104	57.7%	—
1980 (S55)	493	14,742,000,000	147億42百万円	448	861	1,904	1,697	705	41.5%	—
1975 (S50)	110	1,712,000,000	17億12百万円	100	100	1,612	1,303	441	33.8%	—

(薬務課調べ)

薬剤師数、薬局・医薬品販売業者数の推移

年 度	薬剤師数	薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業 者 数						
		薬 局	一 般 (*1)	卸 (*2)	薬 種 商	特 例	配 置	合 計
2024 (R6)	-	4,267	1,588	541	0	0	131	6,527
2023 (R5)	-	4,199	1,567	540	0	0	143	6,449
2022 (R4)	23,718	4,156	1,560	556	1	0	161	6,434
2021 (R3)	-	4,093	1,547	562	1	0	175	6,378
2020 (R2)	23,872	4,009	1,509	580	1	0	183	6,282
2019 (R1)	-	3,952	1,486	577	1	0	195	6,211
2018 (H30)	22,913	3,888	1,461	581	1	0	200	6,131
2017 (H29)	-	3,836	1,427	583	1	0	215	6,062
2016 (H28)	22,104	3,825	1,403	576	1	1	232	6,038
2015 (H27)	-	3,770	1,365	583	1	1	232	5,952
2014 (H26)	21,541	3,724	1,353	579	3	2	243	5,904
2013 (H25)	-	3,680	1,307	577	3	2	243	5,812
2012 (H24)	20,212	3,610	1,251	581	3	4	254	5,703
2011 (H23)	-	3,506	1,179	557	4	46	265	5,557
2010 (H22)	19,610	3,444	1,179	506	3	86	288	5,506
2009 (H21)	-	3,392	1,092	454	52	137	290	5,417
2008 (H20)	17,650	3,370	913	413	171	169	301	5,337
2007 (H19)	-	3,310	930	417	191	168	301	5,317
2006 (H18)	16,507	3,305	923	420	204	168	303	5,323
2005 (H17)	-	3,218	943	412	213	172	315	5,273
2004 (H16)	15,672	3,232	948	426	228	185	383	5,402
2003 (H15)	-	3,188	1,006	425	254	198	378	5,449
2002 (H14)	14,930	3,143	1,004	437	263	200	395	5,442
2001 (H13)	-	3,091	1,034	437	276	186	390	5,414
2000 (H12)	14,147	3,039	1,052	437	288	179	396	5,391
1999 (H11)	-	2,887	1,100	436	302	178	404	5,307
1998 (H10)	13,033	2,809	1,095	450	326	178	418	5,276
1997 (H9)	-	2,743	1,127	446	337	178	430	5,261
1996 (H8)	12,213	2,642	1,139	452	351	183	451	5,218
1995 (H7)	-	2,540	1,093	448	377	180	450	5,088
1994 (H6)	11,003	2,472	1,060	453	400	181	459	5,025
1993 (H5)	-	2,421	1,022	440	405	179	471	4,938
1992 (H4)	9,868	2,369	983	451	419	182	487	4,891
1991 (H3)	-	2,343	949	441	433	183	503	4,852
1990 (H2)	9,042	2,332	890	428	443	184	530	4,807
1989 (H1)	-	2,325	873	411	467	190	569	4,835
1988 (S63)	8,330	2,269	820	403	474	190	572	4,728
1987 (S62)	-	2,232	764	385	472	190	570	4,613
1986 (S61)	7,912	2,201	698	366	480	191	559	4,495
1985 (S60)	-	2,157	672	366	487	199	560	4,441
1984 (S59)	7,340	2,103	646	359	487	197	553	4,345
1983 (S58)	-	2,050	653	324	481	204	552	4,264
1982 (S57)	7,082	2,034	658	302	485	198	542	4,219
1981 (S56)	6,879	1,969	693	244	457	180	595	4,138
1980 (S55)	6,664	1,904	736	206	459	174	591	4,070
1979 (S54)	6,373	1,821	733	201	448	165	576	3,944
1978 (S53)	6,513	1,760	715	180	431	171	614	3,871
1977 (S52)	6,385	1,710	686	162	411	268	640	3,877
1976 (S51)	6,466	1,658	661	172	395	263	640	3,789
1975 (S50)	6,323	1,612	634	170	368	281	620	3,685
1974 (S49)	6,027	1,535	688	177	334	375	645	3,754
1973 (S48)	5,689	1,487	699	454	289	365	640	3,934
1972 (S47)	5,324	1,460	689	136	290	361	615	3,551
1971 (S46)	5,024	1,426	724	109	245	359	640	3,503
1970 (S45)	4,490	1,373	685	93	247	403	608	3,409
1969 (S44)	4,123	1,314	611	73	216	406	583	3,203
1968 (S43)	3,927	1,273	496	63	199	448	596	3,075
1967 (S42)	3,664	1,287	428	53	178	438	560	2,944
1966 (S41)	3,686	1,148	414	41	182	478	567	2,830
1965 (S40)	3,350	1,082	385		182	447	568	2,664
1964 (S39)	3,234	1,037	335		188	477	594	2,631

(注1) 数字は、各年度末現在。

(注2) 薬剤師届出は、S57年から隔年実施。年末現在数。

(注3) 参考文献：衛生統計年報（S30～）、衛生行政の概要（S40～）、薬務行政の概要（S50～）

(注4) H21年度より、(*1)：店舗販売業、(*2)：卸売販売業として計上

医薬品等製造販売・製造業者数・生産（輸入）金額の推移

年	医薬品等製造販売業・製造業者数（ ）内製造販売業者内数						医薬品等生産・金額（単位：億円）				
	医 薬 品	医薬部外品	化 粧 品	医 療 機 器	再生医療等製品	合 計	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	合 計
2024 (R6)	150 (36)	196 (57)	419 (166)	# 690 (154)	5 (2)	# 1,460 (415)	△		△	△	△
2023 (R5)	144 (33)	192 (56)	405 (159)	# 698 (158)	5 (1)	# 1,444 (407)	4,370	-	2,407	236	7,013
2022 (R4)	143 (31)	186 (55)	383 (149)	# 676 (145)	4 (1)	# 1,392 (381)	4,163	-	1,766	186	6,115
2021 (R3)	145 (30)	191 (55)	382 (145)	# 660 (140)	5 (1)	# 1,383 (371)	3,762	-	1,328	284	5,374
2020 (R2)	141 (27)	185 (53)	362 (140)	# 644 (133)	5 (1)	# 1,337 (354)	3,769	-	1,467	175	5,411
2019 (R1)	139 (27)	181 (51)	349 (135)	# 626 (123)	4 (1)	# 1,299 (337)	○ 4,023	-	1,948	○ 170	6,141
2018 (H30)	143 (29)	171 (49)	346 (134)	# 617 (122)	3 (1)	# 1,280 (335)	3,288	-	2,048	2,503	7,839
2017 (H29)	151 (30)	168 (50)	335 (131)	# 597 (114)	2 (1)	# 1,253 (326)	3,452	-	2,004	2,430	7,886
2016 (H28)	148 (31)	165 (50)	316 (121)	# 581 (113)	1 (0)	# 1,211 (315)	3,637	-	1,676	2,097	7,411
2015 (H27)	144 (30)	160 (49)	315 (123)	# 540 (103)	1 (0)	# 1,160 (305)	3,128	-	1,647	1,887	6,661
2014 (H26)	151 (30)	163 (51)	309 (121)	# 525 (100)	-	# 1,148 (302)	3,172	-	1,495	1,443	6,110
2013 (H25)	158 (32)	173 (54)	324 (125)	# 498 (96)	-	# 1,153 (307)	3,970	-	1,616	1,384	6,970
2012 (H24)	159 (33)	175 (55)	323 (124)	# 479 (91)	-	# 1,136 (303)	3,403	-	1,880	1,427	6,710
2011 (H23)	157 (33)	176 (57)	335 (128)	# 487 (93)	-	# 1,155 (311)	4,352	-	2,702	1,305	8,359
2010 (H22)	156 (32)	168 (57)	323 (126)	# 472 (95)	-	# 1,119 (310)	3,292	-	2,907	1,552	7,751
2009 (H21)	155 (34)	161 (55)	315 (124)	# 470 (95)	-	# 1,101 (308)	3,752	-	2,899	3,932	10,583
2008 (H20)	152 (34)	166 (58)	331 (130)	# 489 (104)	-	# 1,138 (326)	4,088	1,163	3,662	2,125	11,038
2007 (H19)	155 (35)	172 (57)	338 (130)	# 469 (104)	-	# 1,134 (326)	4,142	1,258	3,815	1,811	11,026
2006 (H18)	163 (35)	176 (58)	343 (125)	# 502 (113)	-	# 1,184 (331)	4,364	934	3,679	1,005	9,982
2005 (H17)	182 (41)	169 (55)	342 (121)	# 493 (113)	-	# 1,186 (330)	4,384	821	3,885	1,310	10,400
2004 (H16)	109 (19)	94 (16)	215 (94)	# 325 (60)	-	# 743 (189)	3,752	1,037	3,613	630	9,032
2003 (H15)	112 (19)	86 (16)	202 (84)	# 313 (60)	-	# 713 (179)	4,462	1,308	3,817	700	10,287
2002 (H14)	111 (20)	84 (16)	201 (82)	# 300 (53)	-	# 696 (171)	4,351	975	4,025	665	10,016
2001 (H13)	112 (19)	82 (16)	201 (84)	# 290 (43)	-	# 685 (162)	4,673	880	4,040	557	10,150
2000 (H12)	115 (20)	78 (15)	187 (71)	# 301 (44)	-	# 681 (150)	4,447	807	3,966	580	9,800
1999 (H11)	120 (20)	78 (14)	177 (65)	# 300 (43)	-	# 675 (142)	4,498	924	3,805	592	9,819
1998 (H10)	126 (23)	74 (14)	175 (65)	# 309 (46)	-	# 684 (148)	4,143	923	3,868	525	9,459
1997 (H9)	124 (21)	71 (13)	172 (62)	# 297 (42)	-	# 664 (138)	5,114	1,095	3,983	595	10,787
1996 (H8)	129 (22)	67 (13)	170 (61)	# 266 (42)	-	# 632 (138)	4,355	980	3,949	530	9,814
1995 (H7)	133 (22)	69 (13)	150 (47)	191 (42)	-	543 (124)	5,268	1,187	3,700	689	10,844
1994 (H6)	131 (22)	69 (13)	139 (36)	184 (35)	-	523 (106)	4,889	1,154	3,601	658	10,302
1993 (H5)	129 (22)	69 (13)	141 (33)	181 (33)	-	520 (101)	4,845	1,098	3,373	701	10,017
1992 (H4)	127 (22)	64 (13)	142 (33)	185 (33)	-	518 (101)	3,254	1,108	3,454	650	8,466
1991 (H3)	129 (20)	63 (11)	135 (31)	187 (35)	-	514 (97)	3,520	1,052	3,304	697	8,573
1990 (H2)	126 (19)	63 (11)	133 (30)	189 (35)	-	511 (95)	3,389	1,075	3,162	665	8,291
1989 (H1)	123 (18)	60 (11)	120 (24)	182 (29)	-	485 (82)	3,228	1,070	2,858	574	7,730
1988 (S63)	127 (18)	61 (11)	113 (24)	179 (26)	-	480 (79)	3,354	942	2,740	571	7,607
1987 (S62)	130 (19)	62 (11)	111 (23)	168 (22)	-	471 (75)	2,888	860	2,786	554	7,088
1986 (S61)	130 (17)	61 (11)	107 (19)	158 (18)	-	456 (65)	2,598	843	2,779	516	6,736
1985 (S60)	125 (15)	55 (8)	98 (15)	148 (14)	-	426 (52)	2,378	802	2,791	425	6,396
1984 (S59)	125 (16)	54 (7)	97 (16)	144 (13)	-	420 (52)	2,428	766	2,618	399	6,211
1983 (S58)	128 (15)	55 (7)	90 (13)	141 (15)	-	414 (50)	2,594	735	2,731	360	6,420
1982 (S57)	125 (13)	54 (7)	83 (14)	146 (18)	-	408 (52)	2,706	712	2,663	272	6,353
1981 (S56)	123 (12)	52 (6)	80 (13)	132 (17)	-	387 (48)	2,613	523	2,250	243	5,629
1980 (S55)	129 (13)	52 (5)	82 (13)	132 (15)	-	395 (46)	* 2,438	* 508	1,970	* 246	* 5,162
1979 (S54)	125 (13)	51 (5)	82 (11)	125 (12)	-	383 (41)	1,880	467	2,140	323	4,810
1978 (S53)	129 (13)	54 (5)	75 (11)	127 (12)	-	385 (41)	1,806	473	1,545	475	4,299
1977 (S52)	132 (11)	53 (3)	66 (8)	106 (11)	-	357 (33)	1,447	492	2,039	259	4,237
1976 (S51)	134 (10)	59 (5)	64 (9)	97 (9)	-	354 (33)	1,362	479	1,722	222	3,785
1975 (S50)	134 (10)	54 (5)	68 (10)	93 (9)	-	349 (34)	1,145	428	1,870	189	3,632
1974 (S49)	139 (0)	55 (0)	61 (0)	84 (0)	-	339 (0)	1,139	406	+1,283	189	3,017
1973 (S48)	146 (10)	55 (4)	66 (9)	83 (5)	-	350 (28)	859	369	-	156	1,384
1972 (S47)	146 (9)	57 (4)	68 (8)	85 (5)	-	356 (26)	645	279	-	172	1,096
1971 (S46)	150 (12)	54 (4)	62 (7)	74 (0)	-	340 (23)	604	240	-	243	1,087
1970 (S45)	146 (10)	58 (3)	54 (6)	74 (4)	-	332 (23)	680	192	-	238	1,110
1969 (S44)	152 (12)	61 (3)	54 (6)	62 (3)	-	329 (24)	625	139	-	180	944
1968 (S43)	151 (12)	58 (3)	54 (7)	60 (3)	-	323 (25)	515	94	-	156	765
1967 (S42)	137 (9)	51 (3)	52 (10)	35 (2)	-	275 (24)	387	50	-	146	583
1966 (S41)	132 (8)	51 (3)	52 (9)	35 (2)	-	270 (22)	301	19	-	125	445
1965 (S40)	138 (7)	48 (2)	52 (11)	34 (2)	-	272 (22)	274	17	-	149	440
1964 (S39)	132 (7)	48 (1)	59 (11)	28 (0)	-	267 (19)	220	8	-	74	302
1963 (S38)	131 (6)	39 (1)	53 (10)	24 (0)	-	247 (17)	127	4	-	61	192

(注1) +化粧品は生産額。*この年から輸入額を含む。○この年から生産額のみ。#修理業を含む。

2004(H16)以前の()内数は輸入業者内数

(注2) 参考文献：衛生統計年報 (S30～)、衛生行政の概要 (S40～)、薬務行政の概要 (S50～)、薬事工業生産動態統計(医薬品生産・輸入金額 S30～、医療用具(機器)生産・輸入金額 S58～、都道府県別医薬品・医療機器生産金額 R1～) △は、結果が未公表。

(注3) 2009(H21)以降の医薬部外品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計により、都道府県別の金額が公表されていないため、省略する。

(注4) 再生医療等製品の生産金額は、厚生労働省医政局経済課薬事工業生産動態統計で公表されていないため、省略する。

献血者数と献血量の推移

年 度	献 血 者 数 (人)				献血量(ℓ)
	200mL献血	400mL献血	成 分 献 血		
2024 (R6)	338,052	10,605	210,852	116,595	154,561
2023 (R5)	333,282	10,238	208,095	114,949	149,507
2022 (R4)	329,814	10,253	204,129	115,432	148,135
2021 (R3)	325,295	9,791	202,619	112,885	140,937
2020 (R2)	327,139	8,956	200,988	117,195	147,093
2019 (R1)	316,940	9,976	201,485	105,479	140,652
2018 (H30)	302,620	10,769	201,154	90,697	124,060
2017 (H29)	298,216	10,193	202,579	85,444	122,394
2016 (H28)	301,032	9,483	199,836	91,713	124,660
2015 (H27)	297,871	12,612	196,258	89,001	120,669
2014 (H26)	296,828	13,157	195,058	88,613	108,047
2013 (H25)	301,114	14,905	194,965	91,244	121,419
2012 (H24)	306,426	10,500	195,457	100,469	126,028
2011 (H23)	302,104	6,842	196,770	98,492	123,729
2010 (H22)	307,166	6,369	195,971	104,826	127,724
2009 (H21)	316,864	4,377	189,622	122,865	135,763
2008 (H20)	310,533	5,301	184,989	120,243	126,199
2007 (H19)	291,750	9,920	183,814	98,016	116,816
2006 (H18)	273,290	17,369	174,395	81,526	107,153
2005 (H17)	279,706	14,438	174,088	91,180	110,968
2004 (H16)	294,459	11,716	173,852	108,891	118,655
2003 (H15)	305,193	11,799	178,007	115,387	124,172
2002 (H14)	312,385	18,366	176,102	117,917	127,351
2001 (H13)	315,937	33,576	167,417	114,944	116,472
2000 (H12)	306,168	44,204	159,774	102,190	109,055
1999 (H11)	316,497	49,510	165,780	101,207	112,843
1998 (H10)	318,674	64,151	152,589	101,934	109,341
1997 (H9)	316,180	79,434	149,716	87,030	104,263
1996 (H8)	308,849	93,857	145,043	69,949	96,893
1995 (H7)	320,649	103,693	145,291	71,665	98,966
1994 (H6)	371,005	145,493	139,051	86,461	114,811
1993 (H5)	389,583	212,612	106,487	70,484	112,578
1992 (H4)	395,513	247,573	94,176	53,764	108,138
1991 (H3)	406,723	274,394	95,089	37,240	107,740
1990 (H2)	389,074	303,801	69,000	16,273	94,869
1989 (H1)	385,759	324,038	57,856	3,865	89,496
1988 (S63)	405,411	354,631	50,097	683	91,238
1987 (S62)	424,809	384,634	39,853	322	92,997
1986 (S61)	454,187	429,244	24,837	106	95,826
1985 (S60)	467,096	467,096			93,419
1984 (S59)	464,444	464,444			92,889
1983 (S58)	444,109	444,109			88,822
1982 (S57)	433,966	433,966			86,793
1981 (S56)	412,378	412,378			82,476
1980 (S55)	352,749	352,749			70,550
1979 (S54)	297,672	297,672			59,534
1978 (S53)	280,276	280,276			56,055
1977 (S52)	257,792	257,792			51,558
1976 (S51)	232,304	232,304			46,461
1975 (S50)	208,729	208,729			41,746
1974 (S49)	199,742	199,742			39,948
1973 (S48)	186,347	186,347			37,269
1972 (S47)	166,115	166,115			33,223
1971 (S46)	153,849	153,849			30,770
1970 (S45)	151,065	151,065			30,213
1969 (S44)	136,921	136,921			27,384
1968 (S43)	121,163	121,163			24,233

※神奈川県赤十字血液センター令和6年度資料

令和6年度都道府県別献血状況

令和6年4月～令和7年3月累計															
ブロック名	都道府県	項目	全血献血							成分献血					
			合計		200mL献血者		400mL献血者		400mL献血率	合計		血漿成分献血者		血小板成分献血者	
					男性	女性	男性	女性				男性	女性		
北海道	北海道	人	%	人	人	人	人	%	人	%	人	人	人	人	
	小 計	192,964	99.1	1,592	8,314	132,754	50,304	94.9	53,999	100.2	11,868	9,277	26,759	6,095	
東北	青森	33,006	97.0	236	827	22,331	9,612	96.8	12,067	92.4	4,294	2,524	4,176	1,073	
	岩手	31,982	100.5	172	1,018	21,918	8,874	96.3	12,395	101.3	4,592	2,861	4,340	602	
	宮城	61,241	96.9	649	1,775	43,275	15,542	96.0	26,344	96.7	11,122	6,131	8,022	1,069	
	秋田	24,217	98.9	107	584	16,955	6,571	97.1	12,207	96.5	4,939	2,903	4,327	38	
	山形	28,688	97.1	91	674	20,499	7,424	97.3	12,469	98.3	3,780	3,381	4,442	866	
	福島	52,814	100.7	657	1,405	37,727	13,025	96.1	21,398	103.7	9,119	3,341	8,155	783	
	小 計	231,948	98.5	1,912	6,283	162,705	61,048	96.5	96,880	98.3	37,846	21,141	33,462	4,431	
関東甲信越	茨城	76,473	103.3	874	2,690	53,859	19,050	95.3	29,456	102.1	13,457	8,594	6,425	980	
	栃木	65,811	100.7	1,168	5,285	44,083	15,275	90.2	29,472	103.1	13,406	7,355	7,700	1,011	
	群馬	60,046	102.1	602	3,452	40,951	15,041	93.2	28,459	101.3	13,042	6,803	7,161	1,453	
	埼玉	177,981	100.3	1,662	10,339	120,958	45,022	93.3	65,282	101.8	28,020	14,891	20,519	1,852	
	千葉	164,813	100.6	916	4,912	115,856	43,129	96.5	73,892	102.3	28,681	21,019	19,941	4,251	
	東京	379,441	99.8	2,066	17,353	253,221	106,801	94.9	206,778	101.9	82,745	53,508	52,077	18,448	
	神奈川	221,457	101.4	1,487	9,118	155,938	54,914	95.2	116,595	101.4	51,098	29,458	31,168	4,871	
	新潟	57,155	99.0	238	1,373	41,539	14,005	97.2	31,823	92.4	15,955	8,862	6,166	840	
	山梨	24,560	100.4	138	615	17,761	6,046	96.9	12,459	99.1	8,315	4,144			
	長野	51,125	100.1	347	835	37,293	12,650	97.7	24,744	100.6	11,066	7,265	5,288	1,125	
	小 計	1,278,862	100.6	9,498	55,972	881,459	331,933	94.9	618,960	101.2	265,785	161,899	156,445	34,831	
東海北陸	富山	27,869	103.7	227	1,132	19,848	6,662	95.1	12,111	108.5	4,817	2,715	4,232	347	
	石川	28,824	103.9	242	1,446	20,619	6,517	94.1	17,016	102.5	7,003	4,213	5,385	415	
	福井	19,680	97.8	187	729	13,674	5,090	95.3	7,841	99.2	5,864	1,977			
	岐阜	47,946	99.7	496	2,490	33,445	11,515	93.8	18,614	96.0	6,018	4,470	7,327	799	
	静岡	92,498	99.1	876	4,390	67,513	19,719	94.3	35,907	96.5	18,792	8,872	7,749	494	
	愛知	181,249	100.5	1,306	6,402	132,633	40,908	95.7	109,726	96.1	42,320	32,053	29,834	5,519	
	三重	38,340	101.2	44	204	30,211	7,881	99.4	25,489	94.6	10,480	6,047	8,276	686	
	小 計	436,406	100.5	3,378	16,793	317,943	98,292	95.4	226,704	97.1	95,294	60,347	62,803	8,260	
近畿	滋賀	43,887	99.1	252	1,109	32,232	10,294	96.9	9,411	92.9	2,587	1,989	4,279	556	
	京都	76,157	98.4	118	840	54,518	20,681	98.7	31,898	96.9	9,883	8,101	11,961	1,953	
	大阪	255,649	98.8	833	5,485	174,672	74,659	97.5	128,736	99.0	40,376	43,122	37,499	7,739	
	兵庫	150,822	99.1	577	3,702	106,834	39,709	97.2	58,629	100.0	19,834	16,640	19,991	2,164	
	奈良	34,582	99.3	293	1,521	24,095	8,673	94.8	13,336	95.6	4,166	3,683	4,706	781	
	和歌山	31,934	100.9	312	936	22,005	8,681	96.1	9,136	94.7	1,671	2,779	4,339	347	
	小 計	593,031	99.0	2,385	13,593	414,356	162,697	97.3	251,146	98.4	78,517	76,314	82,775	13,540	
中四国	鳥取	15,195	100.6	12	37	11,332	3,814	99.7	7,783	101.6	4,589	1,046	2,035	113	
	島根	13,607	98.2	4	54	10,345	3,204	99.6	6,838	93.7	3,437	1,337	2,054	10	
	岡山	50,795	94.1	148	359	37,526	12,762	99.0	23,747	98.1	9,824	5,648	7,909	366	
	広島	76,845	100.5	146	609	55,931	20,159	99.0	41,219	100.2	19,101	6,036	13,688	2,394	
	山口	38,634	96.8	48	184	30,632	7,770	99.4	8,931	99.2	4,278	1,833	2,688	132	
	徳島	18,271	99.8	25	105	13,954	4,187	99.3	8,192	98.9	4,642	1,551	1,949	50	
	香川	25,568	94.6	15	70	19,087	6,396	99.7	9,763	100.3	5,731	1,682	2,349	1	
	愛媛	35,617	98.0	18	83	27,114	8,402	99.7	16,354	98.5	6,081	4,755	5,121	397	
	高知	19,146	97.0	9	201	13,065	5,871	98.9	8,564	93.9	4,329	2,226	1,903	106	
	小 計	293,678	97.6	425	1,702	218,986	72,565	99.3	131,391	98.8	62,012	26,114	39,696	3,569	
九州	福岡	155,874	101.4	90	381	109,755	45,648	99.7	64,767	99.2	26,734	15,369	19,897	2,767	
	佐賀	20,565	104.0	27	60	15,341	5,137	99.6	12,379	92.8	5,399	3,327	3,104	549	
	長崎	35,590	94.4	80	398	26,969	8,143	98.7	17,523	102.8	8,330	3,592	5,161	440	
	熊本	53,053	101.7	58	489	38,969	13,537	99.0	21,953	97.1	10,374	3,794	6,707	1,078	
	大分	35,058	100.1	28	219	26,604	8,207	99.3	12,644	99.3	5,450	2,828	3,947	419	
	宮崎	26,912	92.9	31	176	19,670	7,035	99.2	11,820	95.9	4,698	2,668	3,934	520	
	鹿児島	43,798	95.0	93	418	32,411	10,876	98.8	15,198	95.9	7,243	2,505	5,341	109	
	沖縄	38,510	96.5	39	237	29,936	8,298	99.3	15,696	100.1	8,053	2,827	4,395	421	
	小 計	409,360	99.0	446	2,378	299,655	106,881	99.3	171,980	98.4	76,281	36,910	52,486	6,303	
全国合計		3,436,249	99.6	19,636	105,035	2,427,858	883,720	96.4	1,551,060	99.4	627,603	392,002	454,426	77,029	

1)「400mL献血率」は400mL献血者数の合計(人)／全血献血者数の合計(人)。